明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五二）　一
〔府令・省令〕
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第六十二条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通四）　六
〔規　則〕
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（原子力規制委一一）　六
〔告　示〕
○特定放射性同位元素の数量を定める告示（原子力規制委一〇）　六
○特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示（同一一）　七
○特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数を定める告示（同一二）　七
○放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第三十八条の五第三号の規定に基づき原子力規制委員会が認めた者を定める告示（同一三）　七
〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成三十年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
弁理士登録関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

府令

○内閣府令第五十二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第三百十九号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第五項、第六項及び第八項（これらの規定を同法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十一条の二並びに第四十二条第一項並びに放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十七条（同令第十九条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三